

町村週報

（町村の購読料は会費）
（の中に含まれております）

3207号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 武居丈二：定価1部40円・年間1,500円（税、送料含む） 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>

山菜王国・山形県西川町の名物「月山山菜そば」
（提供 月山山菜そば組合事務局）

先日、久しぶりに山形県内を旅行した。もう40年近く昔の話になるが、山形県観光基本計画の策定に關与することとなり、県内各地を回ったことがある。そのときと同様、今回も大いに感動したのが西川町の「月山山菜そば」だ。地域ぐるみでそばに取り組むところは、お隣の会津地域など今や珍しくなったが、ここはその元祖ともいえるだろう。

「東の奥参り、西の伊勢参り」と言われ、山岳信仰の対象であった出羽三山。六十里越街道は1200年以上の歴史をもつ信仰の道だ。昭和50年代初頭、月山新道（月山花笠ライン）の開通に向けて、何か西川町の名物を作ろうと勉強会から始まったのがこの月山山菜そばだ。私は誕生して間もない時期に食べに来たわけだが、40年経った今でも13軒のお店が月山山菜そばの統一ブランド

で継続的に提供していることは素晴らしい。誕生の由来は「山菜料理」発祥の宿として有名な1軒の旅館の役割が大きい。そもそも山菜は、山のもの、といわれ、飢えを凌ぐ糧

もの、の意味合いが強く、決してお客様に出すものではないというのが世間の常識だった。それを山菜料理として確立していく過程では全国各地を回って食材と料理の研究をされたようだった。その貴重な成果を地域のためにという利他の精神こそ、賞賛されて然るべきだろう。

通常、山菜そばといえば、かけそばに山菜が少し乗ってくる程度だが、月山山菜そばは全く異なる。大量の山菜が入った「山菜鍋」に近い。しかも趣のある「鉄鍋」で、それをコンロに掛け、熱い汁に別盛りのそばを浸していただく。使っている水はもちろん「月山の伏流水」。惜しみない量の山菜がなぜか潔さを感じさせ、そして获得感と満足感を与えてくれる。わざわざ来た甲斐があった。

春の山菜、秋のきのこという年2回の「旬」を売りにしていることも秀逸な地域戦略だ。そして、地域経済からみると、山菜の原価はほぼゼロ、そばも町内で製造されており、食べに来た観光客が落とすお金の大半が付加価値として地域内を循環する。歩留まり率の高いサーキュラーエコノミーである。地元の方々にとっては、また山菜が、またタケノコが、またキノコが、なのかもしれない。ただ、我々観光客にとって旬の食は、かけがえのないご馳走、財布の紐は緩くなる一方だ。

コラム

旬の山の恵みと財布の紐

40年ぶりの「月山山菜そば」

國學院大學 観光まちづくり学部 教授

梅川 智也

写真キャプション

山菜やきのこが惜しみなく入った鉄鍋の中に、茹で上がったそばを入れながら食べる「月山山菜そば」。地域資源である山菜を活かし、そばは月山の麓の湧き水で打たれている。地域ぐるみで試行錯誤され、火にかけた鉄鍋で出す熱々の山菜汁に合うそばが確立された。以降、町内の組合員の意識の統一・料理の標準化・品質の統一が図られ、安定した味が守られている。

もくじ

- 政策 市町村の災害対応力の底上げを支援します ～「市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン」の策定～
国土交通省 水管理・国土保全局防災課 防災政策調整官 吉村 俊彦… (2)
- 情報 国政情報… (5)
- 情報 町村ご当地キャラじまん… (9)
- 随想 緑を求める本能…北海道初山別村長 宮本 憲幸… (11)

市町村の災害対応力の底上げを支援します 「市町村における災害復旧事業の円滑な 実施のためのガイドライン」の策定」 国土交通省 水管理・国土保全局防災課 防災政策調整官 吉村 俊彦

1. はじめに

日頃から、防災行政にご尽力・ご協力頂き、ありがとうございます。

近年、全国的に地震・洪水等の災害が多発し、災害自体も激甚化しております。災害に見舞われた町村の方々におかれましては、大変なご苦労をされたことと思いますし、災害に見舞われていない町村の方々は、災害の発生に対して大きな不安をお持ちなのではないでしょうか。

災害に見舞われ災害復旧に取り組まれることになった場合、少しでも円滑に災害復旧が進められるように、今般、市町村への支援制度やこれまでの取組事例等を取りまとめた「市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン」を作成しました。

災害復旧をご担当される方々におかれましては、平時には大規模災害発生時に必要となる支援をピック

アップし活用できる支援内容やその連絡先を確認し、大規模災害発生時には躊躇なく各種支援制度の活用を検討できるよう、ぜひお手元において頂き、ご活用頂ければありがたいと思います。

今回、ご紹介する機会を頂きましたので、ガイドラインを取りまとめた経緯や、その概要について紹介させて頂きます。

2. これまでの経緯

近年、地方公共団体の土木関係職員は減少し慢性的に不足している状況であり、これは皆さまの方が実感をもってお感じになられていることかと思えます。土木技術職員数に着目すると、「町」では「5人未満が約69%」、「0人が約36%」であり、「村」では「5人未満が約96%」、「0人が約76%」となっており、公共土木施設の災害復旧を進めるためには厳しい実情となっています。

また、過去10年における災害復旧事業の経験に着目すると、「約19%の市町村は経験がなく」、「約18%の市町村は1回」となっており、「約4割の市町村は経験年数が1回以下」です。何事も経験を積むことでスキルアップを図ることができると

のかと思いますが、災害復旧については経験を積む機会は限定的であり、災害が発生した場合、多くの担当者の方々は未経験の状態での災害復旧に取り組まなくてはならない状況にあるのではないのでしょうか。

さらに、大規模災害発生時には、人的被害等の情報収集、ライフラインの確保、住民の方々への対応など、業務が急増する状況となりますが、被災した市町村を支援する各種制度について、認識が不足していたり、受け入れ経験がないため要請を見送ったりするなど、支援制度を十分に活用できなかった事例も見受けられました。

このような中、国土交通省水管理・

国土保全局防災課では、令和3年12月に有識者による「市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン検討会」を設置し、大規模災害が発生した場合における市町村の支援方策のあり方の検討や、ガイドラインの作成を進め、令和4年5月に、検討結果を取りまとめた「支援方策のあり方」とともに、「ガイドライン」を作成・公表したところです。

また、少しでも市町村の皆さまの理解を深めて頂けるよう、5月にはオンラインでのガイドラインの説明会を開催し、直接ご説明させて頂く機会も設けさせて頂いたところです。

3. ガイドラインの概要

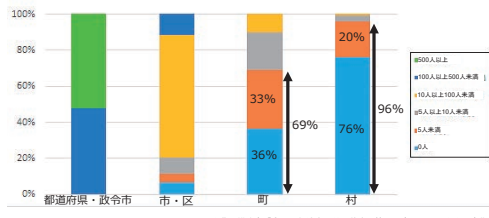
ガイドラインでは、災害協定の締結や訓練といった平時からの取組を進め、非常時には手に取って理解できるように、既存の支援方策や各種取組、好事例等を取りまとめています。具体的には、「大規模災害時の災害復旧事業の流れ」、「被災状況把握や復旧方針・工法の助言など多くの機関における被災市町村を支援する制度の概要・連絡先」、「先進技術の活用や民間事業者のノウハウの活用など全国の先進事例・好事例」に

政 策

地方公共団体の土木技術職員数の現状

- ▶ 「村」の土木技術職員数は、大半が5人未満で、7割以上が0人。
- ▶ 「町」の土木技術職員数は、約7割が5人未満。
- ▶ 一部の市町村では、土木技術職員の高齢化が進み、採用の募集をしても応募がなく、慢性的に土木技術職員が不足。

土木技術職員数の実態

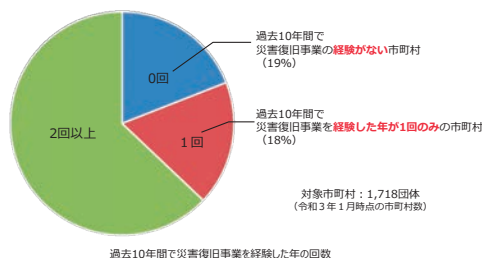


出典：総務省「令和2年地方公共団体定員管理調査」より国土交通省作成

▲図1 市町村の土木技術職員数

市町村における災害復旧事業経験の実態

- ▶ 市町村のうち約4割は、過去10年間で（平成23年～令和2年）の災害復旧事業の経験年数は1回以下である。



過去10年間で災害復旧事業を経験した年の回数

1

▲図2 市町村の災害復旧事業の経緯

より構成しています。ここでは、ガイドラインの各項目について、簡単に紹介をさせて頂きます。

①大規模災害時の災害復旧事業の流れ

災害が発生した場合、発災直後から時間の経過に伴い必要となる対応も変化します。ガイドラインでは発災直後から4つのステージに分類し、各ステージにおける状況や必要な対応をとりまとめています。

○発災直後

災害直後の初期期は、被災箇所の調査や孤立解消・通行再開のための道路啓開等の対応が必要となりますが、避難者対応や住民・マスコミとの電話対応等で職員が総動員されることが想定されます。

また、災害復旧の査定に向けた準備など専門的な知識を必要とする業務が数多く発生することから、各機

関からの技術職員や技術専門家の派遣制度を活用することもお役に立つと考えられます。

○被災箇所調査・応急復旧（発災から1～2ヶ月程度）

○査定書類準備・災害査定受検（発災から2～6ヶ月程度）

災害復旧の査定の準備には、多岐にわたる資料が必要となり、被災箇所数に応じて業務量も増大するとともに、複数の委託業務の発注が必要となり業者の確保が困難になることが想定されます。

また、職員の業務量が膨大になることから、発注者支援の活用や既発注工事・業務の一時中止、建設業・建設関連団体との連携もお役に立つと考えられます。

○復旧工事発注・工事監督（発災から1～3年程度）

大規模災害時は、一定の地域内で相当数の工事が輻輳し、施工工程の調整や資材不足が発生することが想定されます。

特に、平時と比べ何倍もの工事を並行して完成させるマネジメントのノウハウが不足する場合にはCM方式の導入による発注者支援が、工事の難易度が高く、高度な技術力が必要な場合には災害復旧事業の代行もお役に立つと考えられます。

②被災市町村を支援する制度

各機関においては、被災した市町村を対象としたさまざまな支援制度が準備されています。ここではガイドラインに提示する制度のうち、いくつかを紹介させて頂きます。

○応急対策職員派遣制度（総務省）
大規模災害発生時に、発災直後の避難所の運営や罹災証明書の交付等

目次

- 早期の災害対応体制の構築が必要とき P.1
応急対策職員派遣制度
- 当面の災害対応に向けて少しでも多くの技術職員が欲しいとき P.3
都道府県等による技術職員派遣
- 公共土木施設の被害調査に全く手が回らないとき P.7
TEC-FORCE
- 所有する資機材ではとても間に合わないとき P.8
災害時に活用可能な国の保有資機材
- 応急復旧や災害査定に向けてアドバイスが欲しいとき P.9
災害査定官による災害緊急調査
- 災害復旧業務に長年携わり制度を熟知した専門家のサポートが欲しいとき P.10
災害復旧技術専門家派遣制度
- 災害対応の経験豊富な技術者からのサポートが欲しいとき P.11
地方公共団体技術職員OB・OGの派遣の仕組み
- 積算補助、工事監督補助など、発注者支援が必要とき P.12
建設技術センター等による発注者支援

- 高度な技術力を要する工事で手に負えないとき P.13
災害復旧事業の代行制度
- 当面の災害対応に必要な業者の確保が困難なとき P.15
大規模災害時の既発注工事・業務への対応
- 災害時の入札・契約の基本的な考え方を知りたいとき P.16
災害時の緊急度に応じた契約方式の選定
- 多くの復旧工事を発注しなければならないとき P.17
災害復旧工事の施工体制の確保
- 発災初期の迅速な災害対応が求められるとき P.19
建設業・建設関連業団体との連携
- 全国の先進事例・好事例① 先進技術の活用による事業の効率化 P.21
災害復旧事業へのICTの活用
- 全国の先進事例・好事例② 民間事業者のノウハウを活用 P.23
事業実施体制確保のための民間人材の活用
・CM方式
・事業促進PPP
- 全国の先進事例・好事例③ 技術者不足等の課題を解決 P.29
市町村による相互支援組織の設立

▲図3 ガイドライン掲載内容（目次）

政 策

の災害対応業務に対する支援を目的とし、総務省が全国知事会、全国市長会、全国町村会及び指定都市市長会と連携して、地方公共団体間で応援職員を派遣する制度です。

○復旧・復興支援技術職員派遣制度（総務省）

特にニーズの高い技術職員の確保のため、全国の都道府県等において技術職員（土木技師・建築技師・農業土木技師・林業技師を対象）を増員し、あらかじめ中長期派遣対応技術職員を登録したうえで派遣を行う制度です。

○TECIFORCE（国土交通省）

大規模災害が発生又は発生のおそれがある場合に国土交通省の職員が派遣され、市町村が行う被災状況の把握、被害の拡大の防止、被災地の早期復旧等に対する技術的な支援を行います。なお、全国の隊員数は、約1万5千人（令和3年4月時点）のほりります。

○災害査定官による災害緊急調査（国土交通省）

大規模な災害の場合に、国土交通本省の災害査定官を現地に派遣し、公共土木施設に対する応急復旧工法や改良復旧を含めた被災箇所等の復旧方針・工法等に関する技術的助言や申請に向けたアドバイスをを行います。

○災害復旧技術専門家派遣制度（全国防災協会）

災害査定官経験者など、国や都道府県等の災害復旧業務に長年携わり制度を熟知し、災害復旧事業に関する高度な技術的知見を有する経験豊富な技術者を派遣する制度です。

○地方公共団体技術職員OB・OGの派遣の仕組み（都道府県）

地方公共団体技術職員（市町村含む）の退職者等をアドバイザーとしてあらかじめ登録し、災害発生時に要請に応じて市町村等へ派遣する制度を構築している都道府県があります。災害時の調査支援や復旧工法に関する技術的助言等、応急対応や災害復旧が円滑に進むようサポートが受けられます。窓口が都道府県により異なるため、事前に依頼先・連絡方法を確認しておくことが大切です。

③先進技術や民間事業者のノウハウの活用等

災害復旧を進めるにあたり、各機関からの支援のほかにも、市町村でも実施することができるさまざまな取組があります。ここではガイドラインに提示する事例のうち、いくつかを紹介させて頂きます。

○建設業・建設関連団体との連携
大規模な災害が発生した場合、土砂・がれきの撤去・運搬や被災地域

への進入路の整備などの応急対応が必要となる場合があります。国や都道府県では、災害への迅速かつ的確な対応のため、全国47都道府県の建設業協会等との間で応急対策等に係る災害協定を締結しており、近年では一部の市区町村でも災害協定の締結が進んでいます。

○災害復旧事業へのICTの活用

近年、災害復旧事業においてもICT技術等の活用が進んでおり、安全かつ効率的に得られる被災状況等の各種データは、調査にあたる職員の安全を確保しつつ、大幅に作業の軽減を図ることが可能となります。

具体的には、ドローン空撮写真の査定設計書への活用や3次元点群データの災害対応業務への活用を行った事例があります。

○民間人材の活用（CM方式）

大規模災害発生時には、多数の災害復旧工事が必要となり工事が輻輳することがあります。工事の円滑な実施には、事業間調整や資材の安定確保、進捗管理など全体を見据えた多くの調整が必要となりますが、職員だけではその調整や対応が困難になることが想定されます。

このような場合、発注工程計画、進捗管理、工事間調整を目的としたマネジメント業務として業務委託を行い対応した事例があります。

※CM：Construction Management

4. おわりに

今回、災害復旧事業を少しでも円滑に進められるように、ガイドライン作成の背景やその概要を紹介させて頂きました。まだガイドラインを読まれていない皆さまにおかれましては、ぜひ一度お目通し頂くとともに、どうかお手元において頂ければと思います。

このガイドラインについては、これから市町村や有識者の方々のご意見を伺い、改定を繰り返しながら、より良いものにしていきたいと考えています。

皆さまにおかれましても、一読されて、分かりにくいところ、情報が不足しているところなど改善した方が使いやすいと思われるところがあれば、ご意見・ご提案をお寄せ頂ければありがたく存じます。最後まで、お読み頂き、ありがとうございます。

★ガイドラインはこちらから

https://www.mlit.go.jp/river/shingikai_blog/saigai_fukkyu/pdf/saigaiain.pdf

★国土交通省水管理・国土保全局防災課

TEL：03-5253-8458

情 報

国 政 情 報

◎コロナ禍で公共交通が大幅赤字に―
交通政策白書

国土交通省は6月10日、2022年版交通政策白書を公表した。コロナ禍による外出・移動の自粛で2020年の旅客輸送が前年比で鉄道30%、乗合バス27%、タクシー42%、航空67%それぞれ減少し、地方部ではバス路線廃止などが相次いだ。このため、交通事業者は過疎地・市街地の移動を支援するサブスクリプション型乗合デマンドタクシーや路線バス車両の改造などに取り組むとともに、国・自治体も補助金や交付金制度見直し（独禁法特例）などで支援した。

一方、「新たな生活様式」の定着でテレワークが続けたい人が増加。移住に関心ある人も東京圏出身者37%、東京圏外出身者43%と高く、テレワークやネットショッピング拡大とも相まって新たな暮らしスタイルの拡大も予想される。これを踏まえ、白書は「あらゆる地域であらゆる人々が移動サービスを享受できる社会実現」との交通政策の使命に向け、公助・共助・自助の施策を総動員する必要性を強調した。

◎コロナ・海外紛争で「食料安全保障の確立」を強化―政府

政府の農林水産業・地域の活力創造本部は6月21日、活力創造プランを改訂した。新型コロナウイルスやウクライナ侵攻など世界の食料需給をめぐるリスク顕在化を踏まえ、新たに「食料安全保障の確立」の章を設け、①肥料価格の高騰への対策構築の検討②輸入依存穀物（小麦・大豆・トウモロコシ等）の増産・備蓄③米粉の需要拡大・米粉製品の開発、食品産業の国産原料への切り換え

促進などを盛り込んだ。このほか、「みどりの食料システム戦略」推進に向け、改めて具体目標に①化学農薬使用量10%低減②化学肥料使用量20%低減③有機農業の取組面積6・3万haに拡大―などを挙げた。

一方、農林水産省は同日、食料安定供給に関するリスク検証2022を発表した。安定供給に影響するさまざまなリスクを洗い出した結果、輸入では飼料穀物、小麦、大豆、なたねを「重要なリスク」と評価。国内生産では労働力・後継者不足から果実・野菜、畜産物を「重要なリスク」とした。

◎脱炭素化へ自家用車から公共交通機関に―国土交通白書

国土交通省は6月21日、2022年版の国土交通白書を公表した。気候変動に伴う災害の激甚化・頻発化を踏まえ、気象災害リスクへの適応策としてインフラ計画や流域治水の取組などを解説した。

同時に、交通・物流の脱炭素化に向け自家用車から公共交通機関へのシフトを促す必要性を強調。また、脱炭素化に向けたまちづくりとして、地域内の消費を上回る発電ポテンシャルを持つ農村等から都市部に送電するなど広域的な需給バランスの取組推進の必要性を強調した。さらに、歩いて暮らせるまちづくりや公共交通の整備で自家用車に依存しない移動環境を整えるとともに、デジタル技術を活用したエネルギー融通の効率化を図ることも重要とした。併せて、洋上風力発電の導入促進、インフラ空間での太陽光発電の導入・利用拡大等を進める必要があるとした。一方、脱炭素型ライフスタイルに関する住民意向調査で

は①費用負担を伴わない②生活の利便性維持―などを求めていることも分かった。

◎官庁施設の防災対応でガイドブック―国土交通省

国土交通省は6月22日、官庁施設の施設管理者のための防災性能確保ガイドブックを発表した。官庁施設は多数の国民・地域住民が利用、災害時には活動拠点・避難場所にもなるため、施設管理者が災害に備えるためにすべきことを中心にまとめた。

非常時の対応をスムーズに進めるため、建築保全業務受注者や警備業務受注者らと指揮命令系統、連絡体制、事前・事後の対応を決める必要があるとし、その具体例に「非常用照明などの点灯しない」など防災性能を低下させる12の状況を解説。さらに、発災時の建築構造や施設の点検では、職員等の安全を確保しつつ「発災時チェックシート」を参考に施設の利用可能判断、被災情報伝達などを行う。なお、発災時に同チェックシートで迅速に点検ができるよう普段から準備、建築保全業務受注者との共有・読み合わせを行うよう要請。併せて、円滑な被災状況の把握のため被災前後の状況と比較できる写真記録なども有効とした。

◎国保財政がコロナの受診控えて黒字決算に―厚生労働省

厚生労働省は6月23日、2020年度の国民健康保険財政状況を発表した。単年度収入額は23兆6、585億円（前年度比1・6%減）、単年度支出額は23兆2、297億円（同3・5%減）で、一般会計繰入金を除いた清算後単年度収支差引額は2、054億円の黒字となった。前年度より2、993億円改善した。新型コロナウイルス感染症拡大による受診控えを反映したとみられる。なお、被保険者数は2、619万人

で同41万人減少。保険料収納率は93・69%で同0・77ポイント上昇した。うち市部平均は93・44%（同0・80%増）、町村部平均は96・09%（同0・55%増）。

また、厚労省は同日、2020年度の後期高齢者医療制度の財政状況を発表した。収入合計は16兆5、609億円（同0・02%増）、支出合計は15兆7、390億円（同2・83%減）で差し引き8、219億円の黒字となった。被保険者数（2021年）は1、804万人だった。

◎定年引上げ期間中も新規採用は継続を―総務省

総務省は6月24日、定年引上げに伴う自治体の定員管理のあり方で報告書を発表した。改正地方公務員法で来年度から定年が2年に1歳ずつ引き上げられるため、新規採用や退職管理のあり方などを示した。

新規採用について「行政サービスの質確保のため、定年引上げ期間中でも一定の新規採用者を継続的に確保することが必要」とした。その理由に、定員を固定すると①新規採用者数が年度により変動し職員の経験年数・年齢構成に偏りが生じる②地方公務員の志望者を安定的に確保するには採用者数を一定程度平準化が望ましい③自治体業務は福祉・土木・農林水産などさまざまな専門職で担われており、行政サービス提供のため各専門職の一定数の確保・維持が必要―等を挙げた。このほか、定年引上げによる中長期的な定員推計を行うなど制度完成2031年4月に向け10年程度を見越した定員管理を要請。さらに、定年引上げ期間中に職員数が一時的に増員となっても住民の理解が得られるよう工夫も求めた。

（ジャーナリスト 井田 正夫）

ふるさと融資について

一般財団法人 地域総合整備財団「ふるさと財団」

はじめに

ふるさと融資（地域総合整備資金貸付）は、地方公共団体が民間金融機関等と共同し、地域振興に資する民間投資を支援するために長期の無利子資金を貸付する制度です。

地域総合整備財団（ふるさと財団）は、昭和63年12月に、全都道府県・指定都市の出捐による財団法人として発足しました。同時に、地域振興や活性化に資する民間事業活動の積極展開を支援する制度として、「ふるさと融資」制度が創設されました。ふるさと財団では、地方公共団体からの依頼を受けて、対象事業の総合的な調査・検討を行うとともに、貸付実行から償還に至るまでの事務を受託するなどの役割を担っています。

ふるさと融資制度について

ふるさと融資は、民間活力により地域の振興・活性化を推進することを目的として、地域の創意工夫を活

かしながら、地域主導の下、地方公共団体が民間事業者の行う設備投資に対して支援する制度です。

ふるさと融資制度の基本的な考え方は、地方公共団体、民間事業者及び民間金融機関等がスクラムを組んで地域振興のために協力していくこととなります。そのため、民間金融機関等からの借入とセットで行われ、また民間金融機関の連帯保証が必要となります。

地域社会が抱える振興・活性化への課題に対応して、ふるさと融資の対象事業は、工場などの設備関連のほか、カーフェリーなどのインフラ整備、太陽光を始めとした再生エネルギー関連、病院・介護施設等の医療福祉関連、ホテル・観光施設整備等、極めて多岐の分野にわたっています。

基本的な要件について

地方公共団体が公益性、事業採算性等の観点から地域振興に資すると判断した場合、新規雇用など以下の

一定要件を満たせば、原則としてあらゆる分野が融資対象となります。

・貸付対象者

法人格を有する民間事業者となります。また、第三セクター（国・地方公共団体の100%出資・出捐は除く）も対象となります。

・雇用の確保

事業地域内において、新たな雇用の確保が見込まれること。

① 全都道府県・政令指定都市

5人以上（「再生可能エネルギー電気事業」、市町村が認定する「地域脱炭素化促進事業」もしくは（株）脱炭素化支援機構が出資等を行う事業であって、地方公共団体が地域振興の観点から特に支援が必要と認める場合は1人以上）

② 市町村（政令指定都市を除く）

1人以上

なお、新規雇用者数の範囲については、事業者による直接雇用だけでなく、テナントによる間接雇用や外部委託による雇用についてもカウントすることができます。

また、同一市町村内で移転する設備更新の場合であっても、地方公共団体が土地利用政策や産業・雇用政策等への寄与が大きいと考えられる場合、雇用が維持される人数を新規雇用者数としてカウントすることがあります。

・事業規模

貸付対象費用の総額（用地取得費用を除く）が1千万円以上であること。

・融資限度金額

貸付対象費用の総額から補助金を控除した額の35%（過疎地域、定住自立圏・地域脱炭素化促進事業等は45%以内）となっており、全都道府県・指定都市においては最大101・2億円、市町村においては最大25・3億円。

・融資期間

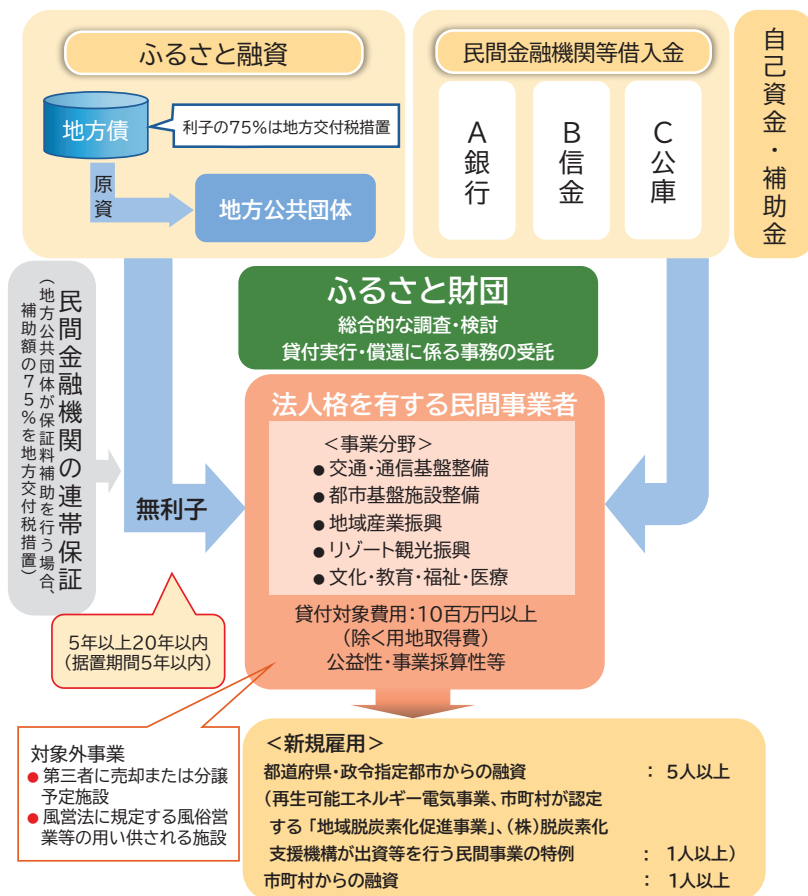
5年以上20年以内（うち据置期間5年以内）令和4年度の制度改正により従来の15年から5年間延長されています。

負担軽減措置について

ふるさと融資を行う場合、地方公共団体は資金調達のために地方債を発行しますが、その利子負担分の一部（75%）が特別地方交付税により

情 報

ふるさと融資概念図



措置されることで、負担が軽減される仕組みとなっています。

さらに、民間事業者が、連帯保証を行う金融機関に対して支払う連帯保証料の負担を軽減するため、地方公共団体が補助を行う場合、その75%は、当該地方公共団体に特別交付税措置されますので、保証料の補助制度の創設も併せて検討ください。

ふるさと融資の実績

平成元年度の制度創設以来、令和3年度までのふるさと融資の実績は累計で、制度利用件数4,052件、ふるさと融資金額は1兆213億円に達しました。また、17万人超の新規雇用が創出されており、ふるさと融資に見合う設備投資総額は7兆9,384億円となっています。

制度改正について

方公共団体は、全都道府県に及び、累計で902団体が利用しています。

ふるさと融資は、令和4年度に制度改正を行いました。

1つ目は、脱炭素関連事業に係る特例措置を設けました。市町村が認定する「地域脱炭素化促進事業」及び(株)脱炭素化支援機構が出資等を行う民間事業者の事業について優遇措置(最も高い融資比率・融資限度額、雇用要件1名以上)を設けました。地球温暖化対策のためのグリーン社会の実現に向けて、脱炭素関連事業に意欲的に取り組む民間事業者を積極的に支援することとしました。

2つ目は、都道府県・指定都市の雇用要件を「10人以上」↓「5人以上」へ緩和しました。ふるさと融資創設時から30年以上が経過し、国内の雇用の状況も変化している中で、民間事業における雇用実態等を踏まえて今般見直すこととなりました。

3つ目は、貸付金の償還期間を「15年以内」↓「20年以内」へ延長しました。ふるさと融資創設時以来、償還期間を見直すのは今般が初めてとなります。こちらについても、近年の金融経済の動向や民間金融機関の貸付実績等を踏まえて見直すこととなりました。

皆さまの地域社会・経済の活力となるよう、ふるさと融資を積極的にご活用ください。ご不明な点がございましたら、気軽に当財団にお問い合わせてください。

また、ふるさと融資のほか、財団が行っている事業についての詳細は、当財団ホームページにて紹介しておりますので、ぜひご覧ください。

一般財団法人
地域総合整備財団
〈ふるさと財団〉融資部 融資課
〒102-0083
東京都千代田区麹町4-8-1
麹町クリスタルシティ東館12階
☎ 03(3263)5737
✉ chousa-ka@furusato-zaidan.or.jp
E.d.: <https://www.furusato-zaidan.or.jp>

サブスクリプション型人材育成、 始めました。

一般財団法人地域活性化センター（以下「センター」と言う）は、活力あふれる個性豊かな地域社会を実現するため、ひとつづくり、まちづくり等地域社会の活性化のための諸活動を支援し、地域振興の推進に寄与することを目的として、昭和60年10月に設立された団体です。センターでは、①人材育成事業、②調査研究・情報提供事業、③助成金事業を主な事業としており、今回は①人材育成事業において、新たに開始しました「サブスクリプション型人材育成制度」についてのご案内です。

●サブスクリプション型人材育成制度の概要

地域力創造大学校[®]として地域を担うイノベーターを養成するため、センターが実施する「地方創生セミナー」や「地方創生実践塾」を賛助会員の区分に応じて数回から無制限まで現地・オンラインで受講できる、

人材育成プログラムです。さらには、地方創生セミナー等に加えて「地域づくり人材養成塾」「全国地域リーダー養成塾」「プロばな」等、これまで参加者を限定して開催していたセミナーのアーカイブ動画を視聴することが出来ます。

△ここがポイント▽

大学教授を始め、地域活性化伝道師や地域力創造アドバイザーなどの講師陣によるさまざまなプログラムを提供します。

●サブスクリプション型人材育成で受けられるサービス

①現地セミナーへの参加
地方創生セミナー（アドバンス・スタンダード）及び地方創生実践塾を会員区分に応じて5回〜無制限に受講することが出来ます。

②オンラインセミナーの受講
地方創生セミナー（ベーシック・完全オンライン開催）を会員区分に応じて、3回〜無制限受講することが出来ます。

③アーカイブ動画配信サービス
地域づくり人材養成塾（センター職員向け研修）、地域リーダー養成塾で実施する講義、東京在住地方自治体職員研修交流事業（プロばな）などの参加者限定コンテンツをアーカイブ動画でご覧いただけます。外

部機関研修に参加できない状況でも、地域づくりに関する最新の情報をアーカイブ動画で受講することで、学習の機会損失を防ぐことが可能となります。令和3年度開催セミナーのうち約20本を公開しており、令和5年度までに約150本のアーカイブ動画が視聴可能となる予定です（順次公開していきます）。

●賛助会員制度について

サブスクリプション型人材育成サービスを受けるためには、当センターの賛助会員となっていたいただく必要があります。

また、会員区分により受けられるサービスが異なります。詳しくは、下記の区分表をご確認ください。

この機会に、ぜひ活用をご検討ください！

	プレミアム会員 ※1	プラチナ会員 ※1	シルバー会員 ※1	A会員 (平日2日 アドバンス)	B会員 (平日半日 スタンダード)	L会員 ※2	M会員	LS会員 LO会員
会費	1,200,000円	300,000円	150,000円	25,000円	15,000円	10,000円	30,000円	5,000円
有効期限	4月1日から翌年3月31日まで(4月以降の入会者は、入会受理日から翌3月31日まで)							
地方創生セミナー (平日2日アドバンス・ 平日半日スタンダード)	無制限	10回参加	5回参加	1回参加	1回参加			
地方創生実践塾	現地での参加 については、 定員を設ける。					1回参加		
地方創生セミナー (平日短時間 ベーシック)		無制限	無制限			5回参加	3回参加	1回参加
サブスクリプション 動画配信サービス	20アカウント	5アカウント	2アカウント	無料トライアルのみ			1アカウント	無料 トライアル のみ

※1 財政力指数に応じた割引制度があります。(例：0.3未満の市町村は30%割引(都道府県は20%割引))

※2 L会員は地方創生実践塾1回または地方創生セミナー(ベーシック)5回に参加可能となります。

お問い合わせ

一般財団法人地域活性化センター

TEL: 03-5202-6133
Mail: kikaku@ccj.jp

企画・人材育成グループ

阿部・岩倉・村上

町村

ご当地キャラじまん

特産品だけじゃない！

文化・歴史を身にまとして観光大使！！

Vol.100

中ブロック

ご当地自慢のおいしいものや伝統行事を身にまとい、
体を張ってPRしているご当地キャラたちを紹介するコーナーです。
今回は、中ブロック（北信・東海・近畿）からピックアップ。

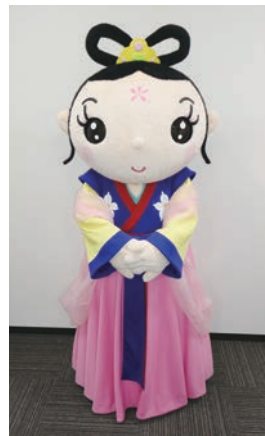


中登半島の真ん中に位置する中能登町は、昔から織物のまちとして知られていました。およそ2千年前から伝わる「能登上布」は、地元で群生していた真麻を使った麻織物。その技術は脈々と受け継がれ、今も生産が続いています。中能登町には、「能登上布」の機械の技術をこの地に伝えたといわれる2人の織姫の伝説が残っています。この伝説にちなんで、平成24年（2012年）、「おりひめ」が誕生しました。令和2年（2020年）には、ご当地マンホールのデザインにも使われ、「道の駅 織姫の郷なかの」とで配布しているマンホールカードも人気なのだとか。最近では、コロナ禍で少なくなってきたイベント出演の代わりに、町のお仕事を手伝うなどして、健在ぶりをアピールしている「おりひめ」です。

中能登町マスコットキャラクター

おりひめ

石川県中能登町



7月7日生まれ。機織りを仕事としているが、もはや特技といえるほど極めている。好きな食べ物は、おにぎり「能登野菜」「能登金ごんカレー」。既婚者。もちろん夫は「ひこぼし」で、年に1度七夕の日にしか会えない。

高浜町マスコットキャラクター

赤ふん坊や

福井県高浜町



昭和63年（1988年）6月1日生まれ。5歳の男の子。海水浴が得意で、寒い真冬でも赤いふんとして元気いっぱい。高浜町のきれいな海と山が大好き。町の特産品「若狭くじ」「若狭ふぐ」「杜仲茶」が好物。

高浜町は、夏の海水浴場として県外に広く知られた町でしたが、昭和55年（1980年）をピークに、海水浴客は減少傾向にありました。そこで、高浜町の知名度アップのため、昭和63年（1988年）に、海と漁業をイメージした、元気でかわいい男の子のマスコットキャラクターを作成しました。昭和初期頃の高浜町には、多くの臨海学校の子どもたちが訪れていて、男の子はみな「赤いふんどし」をつけて海水浴をしていたことから、「赤いふんどし」がトレードマークの「赤ふん坊や」が誕生したのです。ふんどしだけを身につけているだけでのせい、か、町外のイベント等に出向くと「おすもつさん」と間違えられるのが悩みなのだとか。そんな誤解も、知ってもらったきっかけとらえ、「赤ふん坊や」はこれからも高浜町の知名度アップに貢献していきます。

日高町マスコットキャラクター

クエ太郎・クーコ

和歌山県日高町



クエ太郎（右）：10月第1日曜日（クエ祭の日）生まれ。好奇心旺盛な男の子。クエ鍋とお祭りが大好きで、踊りが得意。クーコ（左）：9月5日（9=ク、5=コ）生まれの女の子。和菓子の「くえどら」とリボンが大好き。好きな言葉は「旨い物は背にクエ」。クエ太郎の元カノらしい。

平成6年（1994年）に和歌山県で開催された「世界リゾート博」がきっかけで、「丸絵（くえ）のまち日高町」のマスコットキャラクターとして誕生した「クエ太郎」と「クーコ」。日高町の料理宿でふるまわれる幻の魚「クエ」をモチーフとしています。「クエ太郎」は町の白髭神社の「クエ祭」にちなんで、ねじり鉢巻きに法被姿といういでたち。「クーコ」は、愛らしい表情としぐさが人気ですが、時々独特のキメポーズを決めるのだとか。ふたりは、町内のイベントを中心に、御坊・日高郡管内のイベントにも参加して、町の名物である「天然クエ」とそのクエを使った「クエ鍋」等のクエ料理のPR活動を行っています。町の知名度向上のためにも、ふたり仲良く活動し、多くの人々に愛されるキャラクターとして、これからもがんばっていきます。

交通遺児家庭に 暮らしの安心を

交通遺児等育成基金が
力強くバックアップします。

1980年8月の設立から
交通遺児の皆さんとともに。

〈お問い合わせ・お申し込み〉

公益財団法人 交通遺児等育成基金

〒102-0083 東京都千代田区麹町4-5 海事センタービル7階

☎ 0120-16-3611 (基金事業)

03-3237-0158 (支援給付事業)

協力団体/独立行政法人 自動車事故対策機構 (本部 TEL03-5608-7560)

交通遺児 育成基金事業

損害保険会社等から
支払われる損害賠償金等から
基金に拠出金を払い込むと、これに
国庫補助金と民間援助金を加えて安全・
確実に運用し、お子様の養育資金と
して3か月ごとにまとめて満19歳
に達するまで、育成給付金
を送金します。

●加入年齢

満16歳未満の遺児が
加入できます。

●拠出金額

加入年齢により異なります。

●給付金額

育成給付金は加入
者の年齢とともに
増えていきます。

交通遺児等 支援給付事業

中学生以下の交通
遺児または交通事故により重度
の後遺障害を負われた方の子弟が
いる家庭で、生計が困窮している家庭
を対象にした給付事業です(貸付け
ではありません)。

●越年資金

12月に2万5千円を支給します。

●入学支度金・進学等支援金

小学校、中学校入学時に5万円
を支給します。

●進学等支援金

高校進学時又は
就職時に5万円
を支給します。

車両共済(保険)のご案内 (一般自動車保険の車両保険)

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車
共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定
搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの
補償(車両保険)」を追加する制度です。
お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗
難など偶然な事故で損害を被ったときに、
共済(保険)金をお支払いします。

町村生協の自動車共済にご加入の皆さまなら!

●無事故による割引で新規から **43%(保険料)割引**

・ご加入を希望するお車が町村生協の自動車共済で過去3年
無事故の場合は、ノンフリート等級9等級からスタートします。

●集団扱年一括払による割引でさらに **5%割引**

保険料分割払(12回)も選択可能です。
・保険料分割払をご利用の場合は上記の集団扱年一括払の5%割引の適用はありません。

このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容については
取扱代理店(千里)までお問い合わせください。

※この車両共済(保険)をご契約いただける方は、全国町村職員
生活協同組合の自動車共済に加入されている方に限ります。

●お見積りのご請求・お申込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください●

株式会社 千里 (取扱代理店)

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内

●ホームページアドレス <http://www.chisato-ag.co.jp>

お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください

(受付時間: 祝日、年末年始を除く月～金 午前9時30分～午後5時)

TEL

0120-731-087

FAX

03-3519-7325

●「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と損害保険ジャパン株式会社が集団扱契約を締結し、実施しているものです。

●集団扱としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパンの定める条件を満たす場合のみとなります。
詳細については、取扱代理店(千里)までお問い合わせください。

〈車両保険引受保険会社〉損害保険ジャパン株式会社

[SJ21-00628 (2021.4.19作成)]

随 想

自然と共に

北海道は今、野山や公園、街路樹の木々の若葉が美しい時期となり、多様な自然の中からさまざまな生命力が感じられる、清々しい季節を迎えています。

そもそも人間には、緑を求める本能があると言われます。

家の庭先や道端で元気で可憐に咲く花々や、生き生きとした緑の野草を見ると、生あるものの躍動や優し



さが感じられ、なんとなく心が落ち着いていくような爽やかな気持ちになります。

自然には、太陽の恵みのもと、青い空、森・里・川・海、風が吹き、水や土があり、人間と共に動物や植物・昆虫等が生存しています。

草木花の彩りを見て、鳥の囀りや虫たちの鳴き声を聴いて、意識・無意識のうちに感覚として得たものが刺激となって、人々の体内にそして心に吸収されていきます。

これらはすべて実体験からでしか得ることのできない、生きている確かな情報であり、自然の恵みに接することにより私たちの体と心が覚醒し始め、心身の健康が維持され、人としての成長を促されているような気がします。

自然には、人が作り出した環境の中では得ることのできない、心豊かに暮らすために必要なさまざまな要素が存在しているようで、私たちの持つ五感を正しく育てなければ、身体の健全性を守り続けることができないのではないかと思います。

心身の健康を保つことは、こうした時代においては社会と環境への貢献でもあり、私たちは、もっと自然と共にあることを改めて強く認識するべきと考えます。

自然の中で生きる力を育む

今想えば、子どもの頃は物は豊かではなかったが、暮らしているのも自然とのつながりの中にあり、多くの人々との係わりのもとで育ってきました。

現代社会は、年齢層が若くなるにつれて、自然体験や友達との遊びの経験が少なく、小中学生の約9割がなんらかの形でネット社会とつながっており、ネット上に溢れる実体験を伴わない情報が、子どもたちの知識として蓄積されていきます。

日本の子どもたちは、身体的な健康度は高いが、精神的な幸福度は極めて低水準にあるとのデータがあり、こうした現状を考えると未来のある子どもたちにこそ、もっと自然を相手にした多様な体験ができるような環境づくりをすることが必要であり、今を生きる私たちの重要な役割の1つであると考えて止みません。

豊かな自然の中で元気に遊び、生きる力を育むことのチャンスは地方にこそ多く存在しており、その多様な地域資源を活かし、明日の日本を担う心身共に逞しい子どもたちを育てる仕組みづくりができればと思うところです。

豊かな自然を活かした地方からの

少子化対策

少子化問題は日本社会の極めて重要な課題の1つです。

みんな、社会がなんとなく流されていることに気付き、これでは駄目だと分かっており、原点に戻さなければならぬと考えています。

私たちはそれぞれが自分の子や孫たちの時代には福祉や医療、年金などこのままでは立ちゆかなくなるのではと考えてはいるが、将来展望にたった的確な対応はできているとは言えない現状にあります。

国の施策として少子化問題を決して先送りすることなく、持続可能で確かな施策を実践することが不可欠であり、また自治体も知恵を絞り連携して、家族の素晴らしさや夢を持つ子どもを産み育てることができるとような社会の実現が今こそ求められています。

物の豊かさを求めた20世紀とは違う、空間や場所、心の豊かさが求められる21世紀。大きく美しい自然に抱きしめられたとき、人の心は解き放たれ、心が澄み渡りどんどんエネルギーが湧いてきます。

その心の豊かさこそが、明日の日本の未来を切り拓く原動力となり、新たな日本の経済成長にも寄与するのではないかと考えます。

少子化対策は豊かな自然のある地方から。

今こそ、世界に誇る日本の北の大地・北海道の価値を再認識し、その実現に努力を重ねていきたい。

サマージャンボ

7億円

1等前後賞合わせて7億円
1等5億円、前後賞各1億円

サマージャンボ

3000万円

1等3,000万円

当せんのチャンス広がる!

PCやスマホで
ネット購入!

宝くじ公式サイト

<https://www.takarakuji-official.jp/>

この宝くじの
収益金は、**市町村の明るく
住みよいまちづくり**
に使われます。

7月5日(火)同時発売

発売期間/7月5日(火)~8月5日(金) 抽せん日/8月17日(水)

各1枚
300円

2022年市町村振興宝くじ
一般財団法人 全国市町村振興協会